

BMAビルメン FUKUOKA

業界のタイムリーな情報をお手元に

8

2019 : Issue 308

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号（藤田ビル2F）

TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>



『みらいのおそうじきだそう』

千代小学校1年 平山 龍さんの作品

2018年度（第24回）都市ビル環境の日
第11回「子ども絵画コンクール」優秀賞





福岡県協会「労働安全衛生大会」(8月9日)へ 参画をお願いします!

前年度の同大会において、ビルメンテナンス業界も恒久化する“人手不足”により事業の適正運営に困難さが増していること、さらに「働き方改革」の施策方針は、中小零細企業の雇用・就労管理には重い課題となることも言及したところです。なかんずくサービス業における就労人口の枯渇は、一方で現場従事者の超高齢化を呼び起こしていることも指摘しましたが、果たして前年度の労働災害発生状況を見るとまさに被災従事者の高齢化が顕著になっていることが判ります。

BM業・警備業の労働災害死亡者数は対前年度比20%増となっており、その重篤化は高齢従事者の被災率増加にも表れています。斯業はもともと中高年齢層の労働力に支えられて来ましたが、近年加齢素因による労働災害の発生がさらに顕在化してきた今、さらなる労災防止対策の徹底が業界をあげて求められることになります。

安全教育の推進にもかかわらず、現場では高齢従事者の“すべった・ころんだ”という従来型・繰り返し型事案発生が継続増加しています。さらに斯業は、外国人技能実習生および外国人特定技能就労者を多く迎える状況にあります。これら外国人従事者の我が国における健康で安全な就労環境を整えることも本年度は急務になると考えます。

このように安全就労を全うするには、あまりに多くの阻害要因に包囲されていますが、わたしたちには現場従事者を安全で健康に就労させる業界使命があります。“人手不足”を言い訳にして現場の安全・安心を疎かにすることがあってはなりません。事業環境のせいにするのではなく、わたしたちは力を合わせて不適応環境を改善していく組織力を磨いていきましょう。

第41回 アビリンピック福岡2019開催



令和元年 6 月 15 日
(土)、国立県営福岡障
害者職業能力開発校に
於いて「第 41 回アビリン

ピック福岡 2019」が開催されました。今年で 10 回目
の節目の年となるビルクリーニング部門は 2 課題
が支援学校 3 校 6 名、企業 1 名、計 7 名の選手
によって競われました。

年々、選手のレベルも上がり、緊張の中、一生懸
命練習した成果を発揮する選手の姿が印象的で
競技内容も甲乙付け難い素晴らしい内容でした。
今回入賞された選手や惜しくも入賞出来なかった
選手も、この大会の経験が今後の大きな自信につ
ながることでしょう。

アビリンピックの目的でもある、障がいのある
方々に対する社会の理解と認識を深め、雇用の促
進と地位向上の為、今後もビルクリーニング部門
を継続していきたいと思います。

最後に、大会運営にご尽力いただきました会員
企業の皆様に、感謝の意を表し、心から御礼申し
上げます。

第 41 回アビリンピック福岡 2019

主催 福岡県
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部
後援 福岡労働局・北九州市・久留米市・公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会

金賞
北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園
小倉 悠聖 さん

銅賞
北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園
岡村 ののか さん

銀賞
北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園
武田 聖羅 さん



最低賃金・賃金引き上げ等生産性向上に向けた 支援事業「業務改善助成金」のご案内

～最低賃金改定前に早めの申請を～

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を 30 円以上引き上げた中小企業事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成します。

事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
30 円以上	1～3 人	50 万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内及び、事業場規模 30 人以下の事業場
	4～6 人	70 万円	
	7 人以上	100 万円	

相談窓口

◎最低賃金・賃金引き上げのための業務改善に関するご相談

→福岡県働き方改革推進支援センター TEL.0800-888-1699

◎支援事業に関するご相談(申請先)

→福岡労働局雇用環境・均等部企画課 TEL.092-411-4763

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

- ・すべて又は雇用形態別や職種別など、一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を 2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。
- ・支給額は以下のとおりです。＜＞は生産性の向上が認められる場合の額、()内は大企業の額

①すべての有期契約労働者等の賃金規定等を 2%以上増額改定した場合

対象労働者数が

- 1 人～3 人： 9 万 5000 円＜12 万円＞(7 万 1250 円＜9 万円＞)
- 4 人～6 人： 19 万円＜24 万円＞(14 万 2500 円＜18 万円＞)
- 7 人～10 人： 28 万 5000 円＜36 万円＞(19 万円＜24 万円＞)
- 11 人～100 人： 1 人あたり 2 万 8500 円＜3 万 6000 円＞(1 万 9000 円＜2 万 4000 円＞)

②一部の有期契約労働者等の賃金規定等を 2%以上増額改定した場合

対象労働者数が

- 1 人～3 人： 4 万 7500 円＜6 万円＞(3 万 3250 円＜4 万 2000 円＞)
- 4 人～6 人： 9 万 5000 円＜12 万円＞(7 万 1250 円＜9 万円＞)
- 7 人～10 人： 14 万 2500 円＜18 万円＞(9 万 5000 円＜12 万円＞)
- 11 人～100 人： 1 人あたり 1 万 4250 円＜1 万 8000 円＞(9500 円＜1 万 2000 円＞)

※中小企業において 3%以上増額改定した場合に助成額を加算

※上記において、職務評価を実施し、その結果を踏まえて賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算

キャリアアップ
助成金に関する
問い合わせ先

福岡労働局 福岡助成金センター TEL.092-411-4701 FAX.092-411-4703

問い合わせ先

福岡労働局労働基準部 賃金室 TEL.092-411-4578 FAX.092-411-4875

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

時間外労働の上限規制が 導入されます!!

大企業:2019年4月から 中小企業:2020年4月から
上限規制への対応

今回の法改正では、これまでの限度基準告示による時間外労働の上限だけでなく、休日労働も含んだ 1 か月あたり及び複数月の平均時間数にも上限が設けられました。このため、企業においては、これまでとは異なる方法での労働時間管理が必要となります。

上限規制に適応した 36 協定を締結・届出を行った場合、次の段階として 36 協定に定めた内容を遵守するよう、日々の労働時間を管理する必要があります。

ここでは、労働時間の管理において必要なポイントを整理します。

Check Point

①「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働が、36協定で定めた時間を超えないこと

- ✓ 36 協定で定めた「1 日」の時間外労働の限度を超えないよう日々注意してください。
- ✓ また、日々及び月々の時間外労働の累計時間を把握し、36 協定で定めた「1 か月」「1 年」の時間外労働の限度を超えないよう注意してください。

②休日労働の回数・時間が、36協定で定めた回数・時間を超えないこと

③特別条項の回数(=時間外労働が限度時間を超える回数)が、36協定で定めた回数を超えないこと

- ✓ 月の時間外労働が限度時間を超えた回数 (= 特別条項の回数) の年度の累計回数を把握し、36 協定で定めた回数を超えないよう注意してください。

④月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月100時間以上にならないこと

⑤月の時間外労働と休日労働の合計について、どの2～6か月の平均をとっても、ひと月あたり80時間を超えないこと



例えば、時間外労働と休日労働を合計して 80 時間を超える月が全くないような事業場であれば、①～③のポイントだけ守ればよいことになります。

上限規制を遵守するためには、上記のチェックポイントを日々守っていただく必要があります。特に、④・⑤のポイントは今回の法改正で初めて導入される規制となり、時間外労働と休日労働を合計するという新たな管理が必要となります。

※次号(9月号)では、上記①～⑤のポイントを全て守るための労働時間管理の方法を確認します。

■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	3	6			1			
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	16
人	1			2	1		2	

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人			3		1	1	11	16

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	4	2	4	1	5			16

講習会のお知らせ

清掃作業従事者研修会(集合教育)
〔基礎コースⅠ〕

研修目的 この研修は、厚生労働大臣登録従事者研修実施団体としての「清掃作業従事者研修実施要領」に基づいて、福岡県保健医療介護部生活衛生課の御指導・御協力を得て、事業登録を行っている事業所の従事者に対して、集合教育を実施するものです。

■久留米会場

- ・開催日時 令和元年9月5日(木)
- ・会場 久留米地域職業訓練センター

■飯塚会場

- ・開催日時 令和元年9月12日(木)
- ・会場 飯塚市立岩交流センター

調査広報委員会からのお知らせ

■第60回福岡県B M協会ゴルフ会

▶日時:令和元年10月11日(金)

10時11分スタート

▶場所:福岡カンツリー倶楽部 和白コース

*詳細につきましては、7月末の定期便にてご案内をお送りしています。

■令和元年度懇親旅行の予定

▶日時:令和元年度

11月24日(日)～27日(水)の4日間

▶行先:チェンマイ(タイ)

*詳細につきましては、7月末の定期便にてご案内をお送りしています。



株式会社 周防灘ビルサービス



上司から
ひと言

- ・東田 タ子 さん(右)
- ・勤続年数:7年
- ・趣味:パイプオルガン演奏

- ・石橋 奈々美 さん(左)
- ・勤続年数:4年
- ・趣味:ホークス観戦(TVでも、ヤフオク!ドームでも)

二人ともパート時代から社員の信頼も厚く、円滑な社内の運営に必要な不可欠の存在です。明るい笑顔と安定した仕事ぶりで、わが社の顔になってくれています。

皆様もわが社の看板娘に会いにお越しください。

会員に関する各種変更のお知らせ



株式会社 スピナ

■変更事項 代表者

■変更日 平成31年4月1日

【新】代表取締役社長 松尾 利浩

【旧】代表取締役社長 前川 義広



株式会社 丸仙

■変更事項 ①商号②代表者③協会担当者

■変更日 令和元年5月30日

【新】①株式会社 丸仙

②代表取締役 松延 康平

③代表取締役 松延 康平

【旧】①マルセン工業株式会社

②代表取締役 松延 直子

③取締役 松延 洋一



株式会社 九州ダイケン

■変更事項 ①代表者②協会担当者

■変更日 令和元年6月20日

【新】①代表取締役 中川内 隆

②業務部 主査 岩本 尚洋

【旧】①代表取締役 出本 裕治

②業務部 部長 中川内 隆



株式会社 にしけいメンテナンス

■変更事項 ①代表者②協会担当者

■変更日 令和元年6月21日

【新】①代表取締役社長 三池 信一

②取締役統括営業部長 白石 万幸

【旧】①代表取締役社長 古賀 壽雄

②取締役統括営業部長 三池 信一

株式会社 九州ビルシステム

■変更事項 代表者及び協会担当者

■変更日 令和元年6月28日

【新】代表取締役 松藤 義文

【旧】代表取締役 園村 法雄



株式会社 大清社

■変更事項 代表者

■変更日 令和元年7月1日

【新】代表取締役 牛村 憲由

【旧】代表取締役 牛村 博恵

有限会社 富士商会

■変更事項 退会

■変更日 令和元年6月30日

賛助会員に関する各種変更のお知らせ



アマノ株式会社 福岡支店

■変更事項 代表者

■変更日 令和元年7月1日

【新】支店長 西田 佳朋

【旧】支店長 池田 安道

8月

行事予定

9	金	13:30～ 2019年度労働安全衛生大会 於：福岡県自治会館
20	火	14:00～ 第112回理事会 於：県協会事務局
		18:30～ 第22回福岡県BM協会ボウリング大会 於：パピオボウル

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。

毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申込みは、該当週の水曜日まで)

8月

各地の主な催し

【福岡地区】

9日 千日観音祭（糸島市/雷山千如寺）

15日 かずらの綱引き<盆綱引き>（糸島市/大入白山神社）

17日 米一丸供養祭<～18日>（福岡市東区）

24日 大浜流灌頂<～26日>（福岡市博多区）

【北九州地区】

3日 わっしょい百万夏まつり<～4日>（北九州市小倉北区）

8日 皿倉山八文字焼き<及び13～15日>（北九州市八幡東区）

13日 小文字焼き（北九州市小倉北区）

13日 海峡花火大会（北九州市門司区）

【筑豊地区】

2日 I love フクチフェスタ（福智町）

17日 夏まつり桂川<～18日>（桂川町）

下旬 道の駅おおう桜街道2019夏祭り
<盆踊り花火大会>（大任町）

下旬 水と灯火の夕べ（福智町）

【筑後地区】

3日 水の祭典久留米まつり<～5日>（久留米市）

10日 よかつ祭（八女市星野村）

16日 万灯流し（八女市上陽町）

25日 水田天満宮千燈明祭（筑後市）

25日 おおき堀んびっく（大木町）

紹介している催しは、場合によっては変更されることがあります。お出かけの際は各市町村に確認してください。

2019 都市ビル環境の日

子ども絵画コンクール

主催：公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
 共催：公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
 後援：福岡県教育委員会／福岡市教育委員会／北九州市教育委員会
 久留米市教育委員会

公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会では、1995年から毎年10月4日を「都市ビル環境の日」と定め、環境問題の改善や都市の美化活動に積極的に取り組んでいます。当協会では、これらの活動をより多くの方々に理解していただきたく、今回で12回目となる「子ども絵画コンクール」を実施いたします。

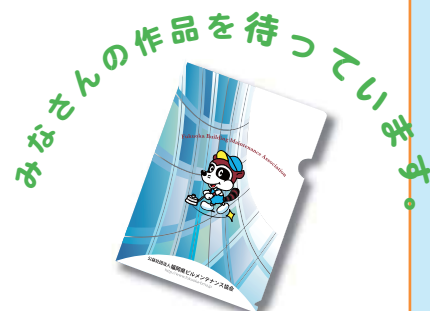
このコンクールが、次の世代を担う子どもたちの「環境」や「モノ」に対する思いやりの心を育む契機となることを願っています。

おそうじドローン

街をいつも
きれいにすよ



作品テーマ	未来のおそうじ～きれいにしよう、わたしたちの環境を～	
応募資格	福岡県内の小学生	
応募規定	①応募作品は、一人1点のみ ②用紙／画用紙（八つ切り 38cm×27cm） ③画材／自由 ただし、版画、はりえ、異素材の貼付は不可 ④応募票／作品の裏面右肩に、下の応募用紙を貼ってください。 （応募作品の返却はできません。あらかじめご了承ください） ⑤入賞作品の著作権は、主催者側に帰属するものとします。	
応募方法	下の応募用紙に必要事項を記入し、 作品の裏面右肩に貼付 してください。 （応募用紙は、下記の当協会ホームページからもダウンロードできます） 作品は、当協会へ直接持参もしくは郵送にて受け付けます。 ※応募規定・応募方法に沿わない作品は受け付けできませんのでご注意ください。	
募集期間	2019（令和元）年8月1日（木）～9月9日（月）※当日消印有効	
発表	入賞者には9月下旬ごろ郵送にて通知します。また、当協会のホームページ上でも発表します。	
表彰	最優秀賞 3名〈賞状・QUO（クオ）カード〉 優秀賞 10名〈賞状・QUO（クオ）カード〉 佳作 20名〈賞状・QUO（クオ）カード〉 ※応募作品は、公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会の「こども絵画コンクール」の応募作品となります。	
入賞作品展示	下記の場所で展示する予定です。 ◎福岡地区：福岡市総合図書館1階 ◎北九州地区：北九州市水環境館 ◎久留米地区：久留米市一番街多目的ギャラリー ▶展示期間／10月1日（火）～10月6日（日） ▶展示期間／10月9日（水）～10月13日（日） ▶展示期間／10月16日（水）～10月20日（日）	
作品提出先	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号 藤田ビル2F 公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会「子ども絵画コンクール」係 TEL. (092) 481-0431 [ホームページ] http://www.fukuoka-bma.jp/ [Eメール] fbma1@bronze.ocn.ne.jp	



応募してくれたみなさんに
「ピカタンの特製クリアファイル」
を差し上げます。



キリトリ線



「2019 都市ビル環境の日」第12回子ども絵画コンクール応募用紙

作品の題名		▼作品を個人で応募される方は、保護者氏名・自宅住所をご記入ください。	
ふりがな		保護者氏名	
氏名	男 ・ 女	自宅住所	〒 — TEL () —
学校名	小学校 年生		